

## 船舶インシデント調査報告書

平成29年12月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年4月11日 03時00分ごろ
発生場所	北海道網走市能取岬 <sup>の</sup> 東北東方沖 能取岬灯台から真方位076° 2.4海里付近 (概位 北緯44° 07.3′ 東経144° 17.8′)
インシデントの概要	漁船第三十六照福丸 <sup>しょうふく</sup> は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年6月12日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第三十六照福丸、35トン
船舶番号、船舶所有者等	128564、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 機関長、六級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過	本船は、船長及び機関長ほか4人が乗り組み、能取岬東北東方沖を漁場に向けて航行中、主機が停止して運転できなくなった。 本船は、僚船にえい航されて網走市網走港に帰港した。 本船は、帰港後、修理業者が主機を開放して点検したところ、クランクシャフト等に破損が認められ、クランクシャフト、シリンダライナ、ピストン、オイルポンプ等が交換された。
分析	本船は、能取岬東北東方沖を漁場に向けて航行中、主機のクランクシャフト等が破損したことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられるが、クランクシャフト等が破損した状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、能取岬東北東方沖を漁場に向けて航行中、主機のクランクシャフト等が破損したため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。